

公益財団法人 日本環境協会

環境活動レポート

【活動期間：令和元年7月～令和2年6月】



令和2年7月31日

環境管理委員会

目次

はじめに	1
1. 組織の概要及び対象範囲	
1-1 組織の概要	2
(1) 名称及び代表者氏名	
(2) 目的	
(3) 事務所	
(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先	
(5) 事業内容	
(6) 事業規模	
1-2 対象範囲	3
1-3 環境組織図	4
2. 環境方針	5
3. 環境目標及び実績	
3-1 環境目標	6
3-2 実績	8
4. 環境活動計画及びその取組の評価（結果と今後の取組内容）	
4-1 環境活動計画	9
4-2 環境活動計画の取組の評価（結果と今後の取組内容）	9
5. 取組の事例	13
(1) エコアクション21取組リーフレット	
(2) エコアクション掲示板	
(3) 教育・訓練の現場	
(4) 会議におけるペーパーレス化	
(5) 節水の啓発	
(6) 節電の啓発	
(7) コピー機の使用管理	
6. 環境関連法規等の遵守状況の確認	15
7. 代表者による全体評価と見直しの結果	16
<参考資料> (公財)日本環境協会の主な事業	17
I. 環境教育、普及啓発等事業	
II. 環境ラベリング事業	
III. 環境保全活動に対する支援事業	
IV. 土壌環境保全対策事業	

はじめに

当協会では、協会が実施する環境保全に関する事業のより効果的な実施と協会の活動に伴う環境負荷の一層の低減を図ることを目的に、平成 22 年 10 月より環境経営システムを導入し、その適切な実施に取り組んでいます。

このたび、令和元年度（令和元年 7 月～令和 2 年 6 月）の環境活動とその結果を、このレポートにまとめました。

協会の環境活動について皆様のご理解の一助となるとともに、協会と皆様との良きコミュニケーションを図るツールとしてお役に立てれば幸いです。

1. 組織概要及び対象範囲

1-1 組織の概要

(1) 名称及び代表者氏名

組織の名称 公益財団法人 日本環境協会
代表者氏名 理事長 森 暁 昭夫

(2) 目的

この法人は、環境の保全に関する知識の普及及び調査研究等に関する事業を行い、国民、事業者等をはじめとするあらゆる主体による環境保全のための自主的活動の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 事務所

東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階

(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

公益財団法人日本環境協会 専務理事 小澤 孝行
(担当：同協会総務部中川博子 電話(03)5829-6524(～令和元年 12 月)
同協会エコマーク事業部佐野裕隆 電話(03)5829-6286(令和 2 年 1 月～))

(5) 事業内容

環境教育・環境学習、グリーンマーケットの実現、地球温暖化防止及び土壌環境保全を中心に、次の事業を実施しています。

1) 環境教育、普及・啓発等事業

<自主事業>

- ・こどもエコクラブ事業
- ・こども環境相談事業
- ・様々な主体による連携・協働事業
- ・環境教育教材等の貸出・頒布、広報等

<国等からの請負事業>

- ・環境カウンセラー事業
- ・その他

2) 環境ラベリング事業

- ・エコマーク事業
- ・環境ラベリングに係る国際協力事業
- ・グリーン購入促進事業

3) 地球温暖化対策事業

国の補助金を受け、次の事業を実施しています。

- ・地球温暖化対策設備投資利子補給事業
- ・地球温暖化対策設備導入補助事業

4) 土壌環境保全対策事業

- ・土壌汚染対策法に基づく指定支援法人として行う土壌汚染対策基金事業

5) NPO 等の環境活動支援事業

- ・藤本倫子環境保全活動助成基金による助成金交付事業

なお、事業内容については令和元年度のものです。

主な事業の具体的内容については、17 ページからの参考資料をご覧ください。

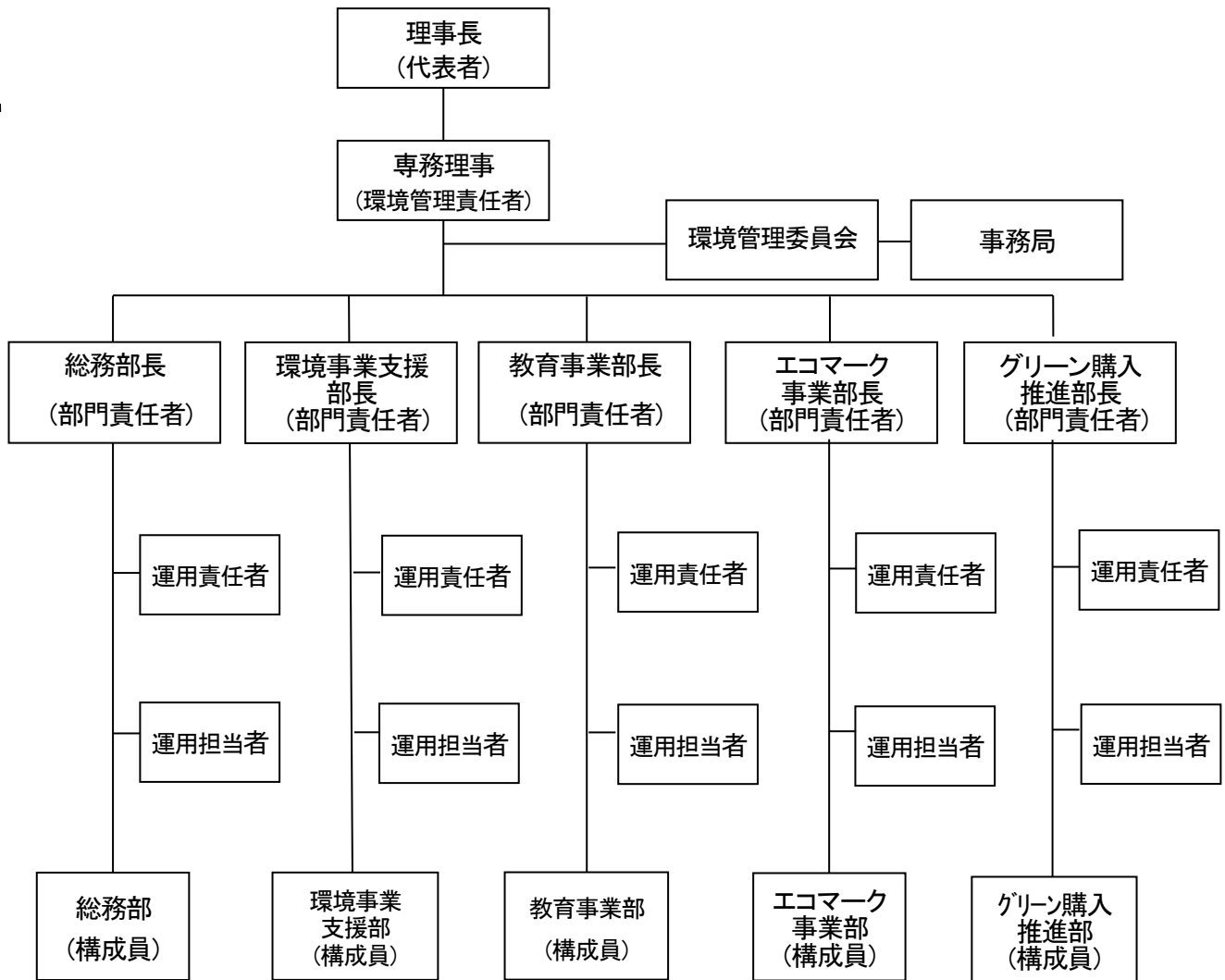
(6) 事業規模

基本財産	100,000 千円
事業収入	5,937,424 千円 (令和元年度予算額)
従事者数	46.26 名 (フルタイム換算)

1-2 対象範囲

当協会の全組織・全活動を対象として、エコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持します。

1-3 環境組織図



2. 環境方針

公益財団法人日本環境協会 環境方針

2018年（平成30年）は前年度に増して、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）及び国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」に基づく持続可能な社会の実現に向けた環境・経済・社会の持続可能性を構築する取組が各セクターで進められており、我が国においても、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催をはずみとして、地球温暖化防止、持続可能な社会の実現に向けた取組がますます加速化しているところです。

こうした社会の動きを踏まえ、当協会は環境配慮製品の普及促進や環境教育を柱として様々な環境事業を実施し、ひき続き社会のあらゆる主体とともに協力して、SDGs及びパリ協定に基づく地球温暖化防止、さらに持続可能な社会の実現に一層貢献してまいります。

このため、当協会として、事業の着実な実施・充実とともに、事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に努めます。

かかる考え方の下、当協会の環境方針を次のとおり定めます。

1. 以下について具体的な環境目標及び環境活動計画を策定し、継続的な改善に努めます。
 - ① 電気の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
 - ② コピー用紙の使用量の削減
 - ③ 総排水量の削減（節水）
 - ④ 事務用品及び備品のグリーン購入の徹底
 - ⑤ エコマーク事業の推進
 - ⑥ 環境活動・環境学習に関する事業の推進
 - ⑦ 受託事業の実施に係る環境配慮の徹底
2. 環境関連法規等を遵守します。
3. すべての職員に環境方針を周知徹底します。
4. 環境への取組を環境活動レポートとしてまとめて公表します。

公益財団法人 日本環境協会

理事長 森嶋 昭夫

平成22年10月1日制定

平成23年7月15日改定

平成24年7月26日改定

平成25年4月1日改定

平成25年7月25日改定

平成28年7月28日改定

平成30年7月28日改定

3. 環境目標及び実績

3-1 環境目標

環境目標は、当協会の事業活動に伴う環境への負荷や協会では実施されている環境保全に関する事業の状況の把握及び評価、計測データの入手可能性、環境負荷低減や事業に関する協会による管理の可能性等を考慮し、次の項目に関し目標設定を行っています。

- ・ 二酸化炭素の排出量の削減については、協会の二酸化炭素等温室効果ガスの排出源は電力のみであることを踏まえ、「電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減」
- ・ 廃棄物の排出量の削減については、廃棄物の分別収集及び処分はビル管理者において行われていることや廃棄物の中ではコピー用紙が多くを占めることを踏まえ、「コピー用紙の使用量の削減」
- ・ 総排水量の削減については、節水に心がけることとして「総排水量の削減（節水）」
- ・ グリーン購入については、購入品の多くが事務用品であることを踏まえ、「事務用品のグリーン購入の推進」
- ・ 本業に係る取組については、協会の自主的判断で管理可能であることを踏まえ、自主事業については「エコマーク事業の推進」及び「環境活動・環境学習に関する事業の推進」、受託事業については「受託事業の実施に係る環境配慮の徹底」

また、協会における環境経営システムへの取組は、決算時の繁忙を考慮し、毎年7月1日から翌年6月30日までを単位年度としています。

令和元年度は、4月に当協会の事務所移転を行ったため、新たに各項目のデータを採取し、これを基に当初の目標を見直し、新たな基準年及び目標値を設定することとします。当該年度については、平成30年度の実績値を参考とします。

環境目標

項目	基準年	目標年
		令和元年7月～令和2年6月
①電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減	(25年度) 33,554.220kg-CO2 (66,444kWh)	平成31年4月に事務所を移転したため、元年度においては目標を設定しない
②コピー用紙の使用量の削減	(21年度) 購入枚数：444,650枚	購入枚数： 277,300枚
③総排水量の削減(節水)	——	節水の徹底
④事務用品のグリーン購入の推進	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底： 94.75%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底： 100%
⑤エコマーク事業の推進	エコマーク認定商品数： 247増	エコマークに対する社会的認知度を一層高めるとともに、消費者や組織購入者の購買場面において広く利用される環境ラベルとなるため、国等とも連携しつつ、より広い範囲の製品・サービスにエコマークの認定を拡大していく。
⑥環境活動・環境学習に関する事業の促進	——	子どもエコクラブを募集・登録し、クラブの環境学習・環境活動をPDCAによりステップアップし、子どもたちの成長と地域の連携・協働を促進する。
⑦受託事業の実施に係る環境配慮の徹底	——	受託事業の活動現場(協会オフィス内を除く。)における環境負荷の低減及び普及啓発の実施

《注》

- 1) ①については、政府において新たな地球温暖化対策計画(H28.5.13閣議決定)が策定され、計画では、2030年度までに2013年度(平成25年度)比で26%の温室効果ガスの削減を目標としています。2016年から2030年までの14年間で26%削減をすることから、単純計算で年平均1.86%ずつの削減が必要となります。これを念頭に、平成28年度から30年度(3年間)は25年度比1.86%ずつ削減を目標とします。但し、目標値は温室効果ガスのメルクマールとして「電力消費量」を対象とします。
目標年の購入電力の二酸化炭素排出係数は、入手し得る最新の数値である国が公表した平成26年度の東京電力株式会社の実排出係数0.505kg-CO2/kWhを用いています。このため、基準年の二酸化炭素排出量も同排出係数を用いました。
- 2) ②については、コピー用紙の使用量のデータがないことや計測の易さを考慮し、購入量の削減を指標としています。平成23年度から平成27年度までの直近5年間の実績平均値その他を考慮し、平成28年度目標295,000枚とし、翌年以降、2%ずつの減を目標とします。
- 3) ③については、総排水量の把握ができないので、出来る限り節水に心掛けるようにします。
- 4) ④については、事務用品及び備品購入の際、エコマーク認定商品のあるものについては同商品の購入を徹底し、エコマーク認定商品のないものについてはグリーン購入法適合商品の購入徹底を図ることにより、これらの商品の全量購入を目指します。基準値の数値は金額の割合とします。
- 5) ⑤については、消費者や組織購入者の購入場面において、エコマークが広く利用される環境ラベルとなるための活動を包括的に捉え、具体的な取組の実施につき目標設定をしています。
- 6) ⑥については、協会の実施する環境教育関連事業の柱となる子どもエコクラブ事業の具体的な取組の実施につき目標設定をしています。
- 7) ⑦については、協会の判断で行うことができ、しかも別途行うこととしている①から③までの取組以外のものとして、受託事業の活動現場(協会オフィス内を除く。)における環境負荷の低減及び普及啓発の実施を目標としています。

3-2 実績

環境方針を基に令和元年7月から令和2年6月までの間に取り組んだ結果は、以下の通りです。

	基準値	目標値 元年7月～2年6月	実績値 元年7月～2年6月
①電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減（実排出係数0.505：H26）	(25年度) 33,554.220kg-CO2 (66,444kWh)	平成31年4月に事務所を移転したため、元年度においては目標を設定しない	15,529.176kg-CO2 (33,182kWh)
②コピー用紙の使用量の削減	コピー用紙購入枚数 444,650枚	コピー用紙購入枚数 277,300枚	コピー用紙購入枚数 195,500枚
③総排水量の削減（節水）	—	節水の徹底	節水の徹底
④事務用品のグリーン購入の推進	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底 94.75%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底 100%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底 100%
⑤エコマーク事業の推進	エコマーク認定商品数： 247増	エコマークに対する社会的認知度を一層高めるとともに、消費者や組織購入者の購買場面において広く利用される環境ラベルとなるため、国等とも連携しつつ、より広い範囲の製品・サービスにエコマークの認定を拡大していく。	「製品サービスシステム」等、新たな形態の商品類型化に取り組んだ結果、商品類型数は前年度+1となった。その他、ネット市場でのエコマーク活用、プラスチック資源循環・海洋プラスチックごみ問題における情報発信等に注力した。
⑥環境活動・環境学習に関する事業の推進	—	こどもエコクラブを募集・登録し、クラブの環境学習・環境活動を支援し、子どもたちの成長と地域の連携・協働を促進する。	地域の大人たちや多様な主体と連携・協力・協働を行い、「こどもエコクラブ」「Project-D」「こども環境相談室」等の事業を通じて、子どもたちの環境活動・環境学習がより発展・充実するよう支援した。
⑦受託事業の実施に係る環境配慮の徹底	—	受託事業の環境現場（協会オフィス内を除く。）における環境負荷の低減及び普及啓発の実施	※

※ 「受託事業の実施に係る環境配慮の徹底」の実績

○品川区の委託事業において、環境情報の提供及び日常生活における地球温暖化防止活動を促しました。また、台東区の委託講座において、適正温度にてエアコンを使用するよう呼び掛けました。

○環境省からの請負事業において、国際セミナー（定員200名）を1回開催しました。開催にあたっては、公共交通機関の利用を呼び掛け、資料印刷に関しては、グリーン購入法特定調達品目の会議運営（役務）における判断の基準に則り、資料の両面印刷を実施しました。また、会議室の温度管理を行いました。

○環境省からの請負事業において、研修会を2回開催しました。開催にあたっては、公共交通機関の利用を呼び掛け、資料印刷に関しては、グリーン購入法特定調達品目の会議運営（役務）における判断の基準に則り、資料の両面印刷を実施しました。また、会議室の温度管理を行いました。

4. 環境活動計画及びその取組の評価（結果と今後の取組内容）

4-1 環境活動計画

環境目標を達成するため、その目標達成のために必要な取組を具体的に定めた環境活動計画と、その実施状況の点検方法をまとめた環境活動計画点検表を作成しました。部門ごとに運用責任者を定め、環境活動の実施状況のチェックを行い、取組を推進しました。

4-2 環境活動計画の取組評価（結果と今後の取組内容）

環境活動計画の内容と当該計画に基づく、令和元年7月から令和2年6月までの間の取組結果及びその評価は次の通りです。

① 電力の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・不在エリアの照明の消灯徹底 ・不使用時のパソコンの休止モードの設定 ・不必要な電気器具のプラグはコンセントから抜く ・暖房時の室温 20℃以下、冷房時の室温を 28℃以上 	実績値：15,529.176 kg-CO2
評価及び今後の取組	
<p>令和元度は、4月に事務所移転を行ったことにより、これまでの実績に基づいた目標値を設定し、比較をすることができませんでした。目標値との比較はできないながら、職員各人が節電への配慮を行った結果、旧事務所における前年度の電力使用量実績 56,948kwh と比べて令和元年度実績では 33,182kWh と大幅に電気使用量が減少しました。（23,766Kwh（11,122.488 kg-CO2）減少）</p> <p>旧事務所とは、電気設備、専有面積の違いなどがあるため、新事務所における今後の目標については、この令和元年度の実績値を新たな基準値として作成してゆきます。</p>	

② コピー用紙使用量の削減

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の使用促進 ・不要な印刷の削減 ・両面印刷の徹底 ・社内連絡のメール・デスクネットの使用 	基準値：444,650 枚 目標値：277,300 枚 実績値：195,500 枚 （目標値比：29.5%%減） ⇒ 目標達成
評価及び今後の取組	
<p>令和元年度は、基準年度目標値より 6%削減を目標に定めて取り組みました。</p> <p>事務所移転に伴い、複合機の使用にカード認証を導入したことで、プリントアウト前に複合機の液晶モニターで確認してから必要な書類のみをプリントアウトすることが可能となりました。これにより不要書類のプリントアウトを大きく減らすことができました。また、令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、3月以降のイベント、会議等の開催が中止もしくはリモートにより行われたため、これらイベント、会議のための資料印刷が大きく減りました。</p>	

③ 節水の徹底

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 ・給湯室に節水啓発シールを貼付する。 ・溜めすぎを励行する。	目 標：節水の徹底 実 績：節水の徹底 ⇒ 目標達成
評価及び今後の取組	
職員全体に節水を呼び掛けるとともに、洗い物の際の溜めすぎの励行を徹底しました。今後も継続して、動機づけを続けます。	

④ 事務用品のグリーン購入の推進

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 ・エコマーク認定商品、グリーン購入法適合商品の購入の徹底	基準値：94.75% 目標値：100% 実績値：100% (目標値比：一致) ⇒ 目標達成
評価及び今後の取組	
事務用品を購入する際、エコマーク認定商品のあるものについては同商品の購入を徹底し、エコマーク認定商品のないものについてはグリーン購入法適合商品の購入の徹底を図ることにより目標を達成することができました。今後も同様に、グリーン購入の徹底に努めます。	

⑤ エコマーク事業の推進

環境活動計画	実 績
【取組内容】 ・認定基準の策定 ・新規商品タイプの選定 ・普及啓発活動 ・国際協力活動	◆認定基準の策定 新規に制定：「シェアリングサービス」 ◆新規商品タイプの選定 「紙おむつ」、「長く使える食用油」、「水処理用脱窒剤」、「会議運営（MICE）」を新規類型化候補として選定し検討を進めました。 ◆広報活動 「エコマーク広報（メルマガ）」を12回（毎月）配信。 「エコマークアワード2019（表彰）」を開催。 「エコプロ2019（12/5-7）」、「東海三県一市グリーン購入キャンペーン（1/10-2/9）」をはじめ、業界イベントの「JAPAN PACK2019（日本包装業界展）」ならびに「国際ホテル・レストラン・ショー」、東京都中野区主催の「なかのエコフェア2019」等に参画、出展しました。 ◆国際協力活動 海外の環境ラベル機関（中国、韓国、ドイツ、北欧、タイ、ニュージーランド、台湾、北米、香港、シンガポール、ベトナム、ブラジル、米国（EPEAT））との間で相互認証を推進しました。 GENをはじめ、UNEP等が主催する国際会議等に参加したほか、国際セミナー（12/5）や、GPP（グリーン公共調達）及び環境ラベル分野でのベト

	ナムへの技術協力の実施などを通じて、国際的動向等の情報収集や国際協力を推進しました。
評価及び今後の取組	
<p>環境活動計画に挙げた取組は、以下の通り実施できました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準の策定については、上記の新規商品類型を制定したほか、繊維製品における新 Version への再審査手続を案内する説明会を大阪・岡山・東京で 6 回開催し、計 143 名が参加しました。また、シェアリングサービスの基準案説明会を関連団体に向けて行う等、その普及に努めました。 ・広報活動については、あらゆる機会を捉えて幅広い活動と情報発信を展開したほか、エコマークの信頼性確保のため、認定後の定期確認、現地監査（24 事業者）、商品テスト（基準適合試験）、及び総点検を実施し、基準適合性を確認する取組を進めました。 ・国際協力活動については、国際的にも通用する環境ラベルを目指し、相互認証のさらなる推進と国際動向、海外情報の収集等を行ったほか、ベトナムにおける GPP 及び環境ラベルの普及をサポートするための技術支援として日越両国が互いの国を訪問し、日本の取組の紹介や企業訪問、実務研修、ベトナムのタイプ I 環境ラベルの基準策定支援等を実施しました。 <p>今期の実績等を踏まえ、今後も消費者に身近で広く利活用される環境ラベルとなることを目指し、エコマークの価値向上をはかる取組を推進します。</p>	

⑥ 環境活動・環境学習に関する事業の推進

環境活動計画	実 績
<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもエコクラブの募集・広報 ・プログラムの提供等活動支援 ・活動レポート等の提出の促進・フィードバック ・サポーター研修の開催 ・地方自治体等との協働の推進 	<p>地域の大人たちや地方自治体、企業・団体等の多様な主体と協力・連携し、子どもたちの環境活動を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもエコクラブ 登録数：子ども 101,694 人、大人 15,830 人、自治体連携数 521 ヲ所（R2 年 3 月末） 活動紹介：901 件 アースレンジャー認定証：2,013 人（R2 年 3 月末） 協働活動・イベント参加人数：延べ約 500 人 交流会、イベント・助成金情報提供等 ◆Project-D 下草刈り・補植等参加者数：43 名 ◆子ども環境相談室 訪問件数：2 件、8 人 出前授業・環境講座：10 件、約 500 人
評価及び今後の取組	
<p>環境活動計画の取組内容に沿って、地域の大人たちや地方自治体、企業・団体等の多様な主体と協力・連携しながら、子どもたちの環境活動を支援しました。連携・協働事業としては、「被災地に緑と心の復興を！ Project-D」のほか、企業と連携し多くの子ども向け環境活動プログラムを実施しました。また、子どもたちの活動が充実するよう、アドバイスやプログラム・教材の制作・提供を行いました。</p>	

今後は、こどもエコクラブの認知度を高め、募集・登録を促進するとともに、クラブの環境学習・環境活動を PDCA により活性化し、子どもたちの成長と地域の連携・協働を促進します。

⑦ 受託事業の活動現場（協会オフィス内を除く。）における環境負荷の低減及び普及啓発の実施

環境活動計画	実 績
<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動現場における環境負荷の低減 ・参加者への環境配慮の呼び掛け、環境情報の提供等の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・品川区の委託事業において、環境情報の提供及び日常生活における地球温暖化防止活動を促しました。また、台東区の委託講座において、適正温度にてエアコンを使用するよう呼び掛けました。 ・環境省からの請負事業において、国際セミナー（定員 200 名）を 1 回開催しました。開催にあたっては、公共交通機関の利用を呼び掛け、資料印刷に関しては、グリーン購入法特定調達品目の会議運営（役務）における判断の基準に則り、資料の両面印刷を実施しました。また、会議室の温度管理を行いました。 ・環境省からの請負事業において、研修会を 2 回開催しました。開催にあたっては、公共交通機関の利用を呼び掛け、資料印刷に関しては、グリーン購入法特定調達品目の会議運営（役務）における判断の基準に則り、資料の両面印刷を実施しました。また、会議室の温度管理を行いました。
<p>評価及び今後の取組</p>	
<p>活動現場における環境負荷の低減や環境情報の提供等の普及啓発については、可能な限り行うことができました。</p> <p>引き続きこのような機会が見込める場合には、参加者の皆さんへの普及啓発の絶好の機会ととらえ、あらかじめ計画を立て有効な取組を行います。</p>	

5. 取組の事例

(1) エコアクション 21 取組リーフレット

各人がエコアクション 21 の取組の趣旨、方針、目標、計画及び取組内容をいつでも参照・確認でき、エコアクション 21 の取組に意識して取り組めるよう、『EA21 の取組（概要）』のリーフレットを作成し、全員に配布しています。



(2) エコアクション掲示板

協会のエコアクション 21 に関する取組内容や実施状況等について全職員がわかるよう、掲示板を設けています。



(3) 教育・訓練の現場

環境管理委員会開催後は、定例のミーティング等を利用して、必ず各部門で周知しています。



(4) 会議におけるペーパーレス化

資料の分量の多い委員会等においては、タブレット端末や PC を利用し、コピー用紙を使わないようにしています。

また、プロジェクターを活用して紙資料の作成を減らすようにしています。



(5) 節水の啓発

給湯スペースにおいて、節水啓発の掲示を行い、節水の徹底を呼び掛けています。



(6) 節電の啓発

節電を呼びかけるポスターを掲示し、感染症対策を行いつつ、事務局一体となって節電に取り組んでいます。

また、エアコンの適切な管理・使用のため、打合せ室等を含む室内5か所に温度計・湿度計を設置し、職員のエアコン設定・使用に際して節電を意識づけるようにしています。



(7) コピー機の使用管理

コピー用紙の使用量の削減について、部門ごと及び各職員がコピーの使用状況を記録するシステムを導入しました。その結果、各人の意識付け、実践に効果がありました。

6. 環境関連法規等の遵守状況の確認

環境関連法規等の遵守状況の確認の結果（確認日令和2年6月30日）、環境関連法規等への違反等問題はありませんでした。

区分	法規名	遵守状況
環境全般	環境基本法（環境負荷低減・環境保全への努力。国・地方公共団体の施策に協力）	○
	地球温暖化対策の推進に関する法律 （温室効果ガス排出抑制の努力。国・地方公共団体の施策に協力）	○
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法） （雇用する者に対する環境保全意欲の増進・環境教育の実施の努力、職場における学生の就業体験等体験の機会の提供の努力）	○
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 （環境配慮促進法）（事業活動の環境情報の提供及び環境情報を勘案した投資等の努力）	○
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） （環境物品等の選択の努力）	○
	消費者教育の推進に関する法律 （国等の消費者教育施策への協力、消費者教育推進の自主的活動の努力）	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律（製品の長期使用及び再生部品の利用促進）	○
	土壌汚染対策法（助成金交付・土壌相談、助言・知識の普及及び国民の理解増進）	○
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （環境負荷低減・公害防止の措置、都の施策に協力）	○
	東京都環境基本条例（環境負荷の低減の努力、公害防止・自然環境保全に必要な措置）	○
廃棄物	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） （特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化等の措置への協力）	○
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（使用済小型電子機器等を分別に努める）	○
	中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 （廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量に努める）	○
	廃棄物の分別に係るビル管理会社（株式会社ユウシュウ建物）との取り決め （中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第18条の義務を負担するビル管理会社からの協力要請）	○
	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 （廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努める）	○
その他	消防法（防火管理、消防計画等）	○

7. 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 全体評価

協会では、平成 28 年度に 30 年度までの 3 か年の新たな中期目標を設定しました。

この中期目標では、持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定の発効等、地球温暖化防止、持続可能な社会づくりに向けた国内外の動きを受け止め、協会として取組の強化を図るものです。とりわけ、環境目標のうち、①電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減及び②コピー用紙の使用量の削減については、従来より厳しい目標値を設定しています。

平成 30 年度は前年度に引き続きすべての環境目標を達成しました。ただし、平成 28 年度に設定した 3 か年の中期目標の最終年度ではありますが、4 月に事務所の移転を行ったため、①の一部指標については目標値と実績値の比較ができませんでした。参考ながら、移転に伴い職場環境の適正化を図った結果、旧事務所の消費電力量 (平成 29 年度実績) に対して令和元年度の消費電力量実績は 40%以上の削減となり、当協会の二酸化炭素排出量の大幅な削減に寄与しました。②については移転による影響の度合いが低いものと推定され、コピー用紙の使用量削減は目標を大きく達成することができました。

また、事務所移転に伴い、新事務所における環境目標を設定するための基準年として、データを採るためのモニタリングを行っていましたが、消費電力量の一部データ採取において、新型コロナウイルスの流行による感染拡大防止策として交代で自宅待機及び在宅勤務を実施したため、これまでの平常時と異なる働き方の影響を受けました。このため、引き続きデータを採るとともに、令和 2 年度以降、このデータに基づき、社会動向、当協会の活動状況、これまでの環境活動の実績等を踏まえて、中期目標の設定について検討を行います。

(2) 見直しの結果

以上の評価結果を踏まえ、令和 2 年度は以下のとおり対応します。

- ・新型コロナウイルス感染防止に努め、健康維持のための執務環境を損なわないよう十分配慮しつつ、環境活動の推進、取組状況・成果の把握、情報の共有化と必要な措置の実施をきめ細かく行います。
- ・次年度 (令和 2 年度) 以降の中期目標の設定について、新型コロナウイルスの流行状況に考慮しつつ、引き続き環境目標を設定するための新たなデータを採ることとします。

< 参考資料 >

(公財)日本環境協会の主な事業

I. 環境教育、普及啓発等事業

こどもエコクラブ事業

「こどもエコクラブ」の全国事務局として、国・地方自治体や企業・団体などの協力を得ながら、子どもたちの自主的な環境活動・環境学習を支援しています。本事業は、①子どもたちの自主性を大切にし、子どもたちが持っている多様なポテンシャルを引き出しながら、環境を大切にする心と行動力を育むこと、②周囲の大人や地域の様々な主体が参加して、子どもたちをサポートしながら多彩な環境保全活動の環を広げ、地域の環境力を高めることを目的にしています。

全国で約10万人の子どもたち、約1万6千人のサポーター、コーディネーター役の全国521の地方自治体の皆さんがこの事業に参加しています。(令和2年3月末現在)



こども環境相談事業

次世代を担う子どもたちに、環境問題への正しい理解と興味を導くため、平成12年度から協会が独自に実施している事業です。小中学生及び高校生等からの環境問題への相談等に対して、環境についての知識や経験を有する環境カウンセラーがボランティアで相談に応じています。

相談は、電話、ファックス、手紙、Eメール等で受け付けています。このほか、地方公共団体からの受託による市民環境講座等の運営、環境読本等の監修、学校向けの環境学習プログラムの開発及び小・中学校への出前授業、こどもエコクラブの活動に対する助言等を行っています。



環境カウンセラー事業

環境保全に関する活動を行おうとする市民や事業者等に自らの知識や経験を活用して助言等を行う方々を登録する環境省の「環境カウンセラー」制度の運営事務局として、制度の課題解決・改善に向けた検討会の開催、新規申請者の審査・登録、既登録者の更新等や、ウェブサイトへの有用な情報提供等の環境カウンセラー活用支援の業務を行っています。

活用支援の内容は、環境カウンセラーの活躍の様子を広くアピールするサイトコンテンツの作成や、一般の方からの環境カウンセラー活用に関する情報検索の充実、重要事項伝達のためのメール配信等です。

登録者数：3,145人(事業者部門：1,707人、市民部門1,438人)(令和2年3月末現在)



連携・協働事業

○被災地に緑と心の復興を！「Project-D」

本事業は、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の森林の再生のために、被災地で採取した種子を全国の子どもたちが育て、苗木を元の県に戻すものです。生物多様性に配慮した樹林地の再生、復興事業への子どもたちの参画、震災復興をテーマとした全国交流による地域振興を目的としています。9年目となる平成31年度は（公社）国土緑化推進機構の助成を得て、岩手県北上市、宮城県東松島市、福島県郡山市においてプロジェクト主催による下草刈り・枝打ちを行いました。



II. 環境ラベリング事業

エコマーク事業

本事業は、平成元年から実施している事業で、①環境保全に役立つと認められる商品にマークを付与し、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、②持続可能な社会の形成に向けて、事業者ならびに消費者の行動を誘導することを目的とするものです。

環境に関するラベル表示は数々ありますが、エコマークは、「ライフサイクルを考慮した、多様な基準に基づいた、第三者機関に認定を受ける」ことを特徴とする ISO14024「タイプ I 環境ラベル」に準拠する日本唯一の制度です。

これまで、環境に配慮した多様な商品、サービス（文具、繊維製品、紙製品、日用品、OA 機器、木製品、塗料、土木・建築製品、インク・トナーカートリッジ、テレビ、自動車保険、小売店舗、カーシェアリング、ホテル・旅館、飲食店など）が認定されています。

環境ラベリング国際協力事業

協会は、世界のタイプ I 環境ラベル運営団体からなる世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）に設立発起団体の一つとして 1994 年から情報交換・国際的な基準の調和の検討・途上国支援等活動に参画しています。

またエコマークでは、海外のタイプ I 環境ラベルを運営する 10 機関と相互認証協定を締結しています。これまでに北欧 5 カ国、ニュージーランド、タイ及びドイツとの間で複写機/プリンタの共通基準を設けたほか、日本・中国・韓国の 3 カ国間では複写機/プリンタに続いて、パーソナルコンピュータ、DVD 機器、テレビ、プロジェクタ、塗料、文具、シュレッダー及び家具の共通基準化をはかり相互認証を推進しています。

最近では、ブラジル及び北米との間で相互認証協定の締結に向けた協議を進めるなど、相互認証の対象国と品目（共通基準）のさらなる拡大に努めています。



グリーン購入促進事業

環境省からの委託を受けて、環境配慮製品やサービスを優先的に購入する、いわゆるグリーン購入の普及・拡大のための業務を行っています。

具体的には、地方公共団体におけるグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する取組実態調査、地方公共団体のグリーン購入法及び環境配慮契約法の取組導入や取組のレベルアップを促すための実務支援を7団体に対して行い、支援事業とその成果を発表する場として実務研修会を2箇所で開催しました。

以上の取組を進めるとともに、グリーン購入ネットワーク（GPN）から事務局業務を受託し、様々な主体と連携し、グリーン購入や持続可能な購入の普及啓発活動を行いました。

具体的には、再生可能エネルギーの導入を進めるためのプラットフォームを立ち上げたり、SDGsの取組方を知り、学ぶ機会として6回シリーズのSDGs研修会を実施したりしました。地方公共団体に対しては、グリーン購入度をランキング評価したり、新任担当者向けの研修会を開催しました。グリーン購入大賞では、調達活動を通じてSDGsの目標達成に貢献する取組や再生可能エネルギー普及の取組を表彰したほか、企業のサプライチェーンマネジメントの取組支援として、サプライヤーへのアンケート調査を共同実施しました。



2019年度SDGs研修会 第6回終了後の記念撮影（参加者には終了証を授与）

Ⅲ. 環境保全活動に対する支援事業

環境金融拡大利子補給事業費補助金（環境配慮型融資促進利子補給事業）

環境配慮型融資により地球温暖化対策のための設備投資に係る融資を行う金融機関に対し、その利子の軽減を目的とする利子補給金を交付する事業を実施しました。

平成 30 年度予算による事業については、協会ホームページをご確認ください。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）

平成 26 年度に開始した環境省の間接補助事業として、地方公共団体実行計画、生物多様性地域戦略、公園計画等に位置づけられた又は将来的に位置づけられる予定の取組事業費の一部又は全額を補助する事業を実施しました。

平成 30 年度の事業内容、実施状況については協会ホームページでご確認ください。

藤本倫子環境保全活動助成基金

平成 26 年 4 月から、子どもが自発的に行う環境活動に対する助成に一本化し、子どもたちが環境について自ら学び・考え・行動するための支援を行っています。令和元年度は 3 グループに対して活動助成を行いました。このほか 4 グループに対しても助成を内定していましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、活動を完了することができませんでした。

Ⅳ. 土壌環境保全対策事業

土壌汚染対策基金

土壌汚染対策法の指定支援法人として、土壌汚染対策基金を基に、要措置区域において汚染浄化等の措置を講じる土地所有者等に対する都道府県等を通じた助成金交付、土壌汚染調査又は要措置区域等における汚染の除去等の措置に関する相談・助言、土壌汚染の環境リスクに関する国民への普及啓発を行っています。